

多良木町長 吉瀬浩一郎様

多良木町監査委員 山崎信治
多良木町監査委員 猪原清

令和4年度財政援助団体等の監査結果について(報告)

地方自治法第199条第7項並びに多良木町監査委員に関する条例第5条の規定により監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を報告します。

記

1 監査の根拠

地方自治法第199条第7項並びに多良木町監査委員に関する条例第5条の規定により審査を実施した。

2 補助金の趣旨

補助金の本来の趣旨は、組織力や運営基盤が弱い初期段階の支援措置として団体が自立できるまでの一定期間について行われるべきものである。

3 補助金のあり方

団体等の維持・存続を目的とする経費(人件費等)や施設運営費に対して補助する「運営費補助」ではなく、原則として事業を実施する上で必要となる経費に対して補助する「事業費補助」が望ましい。

4 監査の目的

補助金は町民からの税金等を使って交付する以上、透明性の確保や説明責任が強く要求されることから、財政支援団体について客観的に公益性が認められるか、また、適格性が認められるかどうかについて検証、確認することを目的として実施した。

5 令和4年度財政支援団体に対する補助金の交付状況

令和4年度において、財政支援団体に対する補助金は、団体数 105 件、総額 247,842 千円で昨年度より 5,751 千円の減となっている。

6 監査対象団体

監査対象団体の選定に当たっては、補助金の交付を受けている財政支援団体の中から、補助金額が多額である団体、前回の監査から相当期間経過している団体を選定した。

(1) 多良木町商工会

ア 団体の目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

イ 設立時期

昭和 35 年 11 月 8 日

ウ 会員数

252 人

エ 代表者

会長 味岡 和國

オ 主な事業

- (ア) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導
- (イ) 商工業に関する情報又は資料を収集し提供すること
- (ウ) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと

カ 実施した事業

- (ア) 経営改善普及事業
- (イ) 記帳指導、確定申告決算指導
- (ウ) プレミアムえびすな商品券の発行
- (エ) 村おこし事業(夏祭り、恵比寿大祭、えびす植木市)

キ 町補助金額

令和4年度	12,157,000 円(運営費補助)
	6,000,000 円(プレミアム商品券発行補助)
令和3年度	9,981,000 円
	6,000,000 円(プレミアム商品券発行補助)
令和2年度	10,393,000 円
	4,000,000 円(プレミアム商品券発行補助)
	4,201,000 円(プレミアム商品券発行補助:コロナ対策)

(2) 多良木町猟友会

ア 団体の目的

狩猟免許所持者の知識向上及び相互の親睦を図り、狩猟の適正化、事故防止、鳥獣保護等の推進を図る。

イ 設立時期

平成 21 年 10 月 8 日

ウ 会員数

57 人

猟友会には3分会(多良木分会 17 人、黒肥地分会 26 人、久米分会 14 人)がある。

エ 代表者

会長 長田 和男

オ 主な事業

有害鳥獣の捕獲

カ 実施した主な活動内容

有害鳥獣の捕獲

(令和4年度の捕獲頭数等)

- シカ 919 頭
- イノシシ 201 頭
- サル 5頭
- カラス、ドバト 4羽
- アナグマ 87 頭

キ 町補助金額

- 捕獲費
 - 令和4年度 11,427,000 円
 - 令和3年度 11,989,000 円
 - 令和2年度 10,640,000 円
- 捕獲隊編成費
 - 令和4年度 160,000 円
 - 令和3年度 160,000 円
 - 令和2年度 160,000 円

(3) 多良木町焼酎イベント実行委員会

ア 団体の目的

多良木町で生産される焼酎の魅力を広くPRし、多良木町産焼酎の消費拡大を推進することで、多良木町の活性化に寄与する。

イ 設立時期

平成 24 年 11 月 29 日

ウ 会員数

9人

エ 代表者

会長 河北 淳一

オ 主な事業

(ア) イベントに関する企画、制作、運営

(イ) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

カ 実施した主な活動内容

(ア) 第8回新春、七つの蔵の利き酒と味祭り

(イ) 第6回九州のお米食味コンクール in 宮若ブース出展

キ 町補助金額

令和4年度	3,524 円(申請額 542,000 円)
令和3年度	0 円
令和2年度	0 円

(4) 多良木町体育協会

ア 団体の目的

公正、親和、協調のスローガンのもとに町内における正しい社会体育を振興し、町民の体力とスポーツ精神を涵養して、心身ともに健康な社会人を育成する。

イ 設立時期

昭和 52 年4月 14 日

ウ 会員数

49人(団体)

エ 代表者

会長 源 國光

オ 主な事業

- (ア) 体育に関する諸行事の計画実施
- (イ) 町の代表競技者の選出・派遣
- (ウ) 体育に関する調査研究
- (エ) 体育指導者の育成強化
- (オ) 体育の宣伝、啓発、指導、奨励

カ 実施した主な事業

- (ア) 郡民体育祭
- (イ) 球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会

キ 町補助金額

令和4年度 2,000,000円(申請額 3,764,000円)
令和3年度 1,764,000円
令和2年度 2,224,000円

(5) 多良木町地域婦人会連絡協議会

ア 団体の目的

会員相互の融和を図り、より多くの学習機会を得て、知識を広めることにより、女性の資質の向上と自立に勤め民主的な明るい人間関係や地域社会作りに役立つ。

イ 設立時期

昭和 35 年3月 16 日

ウ 会員数

15人

協議会の下に3支部(多良木支部 161人、久米支部 124人、黒肥地支部 122人)がある。

エ 代表者

会長 山田 久美子

オ 主な事業

- (ア) 講座の開催
- (イ) 講演会、講習会、展示会等の開催
- (ウ) 体育レクリエーションの振興
- (エ) 生活改善に関する事項
- (オ) 社会奉仕に関する事項
- (カ) その他女性の知識並びに資質の向上に関する事項

カ 実施した主な活動内容

- (ア) コロナ予防接種支援
- (イ) 人吉農芸学院誕生会、運動会
- (ウ) 日赤献血協力
- (エ) えびす祭りパレード参加
- (オ) 多良木町文化祭参加

(カ) 町成人式参加

キ 町補助金額

令和4年度 1,700,000 円

令和3年度 1,350,000 円

令和2年度 1,300,000 円

(6) 多良木町青少年育成会議

ア 団体の目的

子どもたちの生活基盤であり、成長環境の一つである地域社会の育成機能を向上させるための体制づくりをすすめ、家庭、学校、地域住民、関係機関、団体が緊密に連携し、新たな「地域コミュニティ」を構築し、子どもたちが多様な大人達と出会い、交わり、体験を共にする活動の場を数多く提供することを通して、日本及び世界を担う心豊かな青少年の育成に寄与する。

イ 設立時期

昭和 60 年3月2日

ウ 会員数

21 人(団体)

エ 代表者

会長 松下 正壽

オ 主な事業

(ア) 青少年の豊かな心を育くむ様々な体験活動並びに講演会・研修会等事業の企画・実施

(イ) 青少年団体・青少年支援団体の育成並びに指導者・リーダーの養成・研修

カ 実施した主な活動内容

(ア) サイテク祭(科学技術「サイエンステクノロジー」体験)

(イ) 中学生リーダー育成事業(多良木中学校)

(ウ) 川の安全教室

キ 町補助金額

令和4年度 1,260,000 円(申請額 1,500,000 円)

令和3年度 500,000 円

令和2年度 200,000 円

7 監査項目

補助金の目的が十分達成され、財政支援団体の目的に沿った事業活動が実施されているかを着眼点として、以下の項目を中心に審査した。

(1) 担当課

ア 補助の目的が規則及び要綱等により明確に定められているか。

イ 財政支援団体に対する指導監督は適切に行われているか。

ウ 補助金の交付手続は適正か、また、交付時期は適切か。

エ 補助の効果及び補助事業の執行状況を確認するため、実績報告の審査等が行われているか。

オ 補助金の精算及び返還手続は適正に行われているか。

(2) 財政援助団体

- ア 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- イ 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- ウ 補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収証等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- エ 精算報告は、適正に行われているか。

8 監査場所

多良木町役場 監査室

9 監査結果

(1) 担当課

- ア 補助の目的が規則及び要綱等により明確に定められているか。
各団体とも補助金交付要綱等により明確に定められている。
- イ 財政支援団体に対する指導監督は適切に行われているか。
担当課による補助団体に対する指導監督は、概ね適切に行われている。
- ウ 補助金の交付手続は適正か、また、交付時期は適切か。
補助金の交付申請から交付まで3か月を要した団体があったものの、補助団体の事業に影響は生じていない。
- エ 補助の効果及び補助事業の執行状況を確認するため、実績報告の審査等が行われているか。
実績報告の審査等は、実施されている。
- オ 補助金の精算及び返還手続は適正に行われているか。
精算及び返還手続等は、適正に行われている。

(2) 財政援助団体

- ア 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
事業計画については、各補助団体において策定されていたが、コロナ禍の中、計画していた事業を中止せざるを得なかったため、当初計画を変更していた補助団体が複数あったものの、各補助団体可能な限り、補助団体の目的に沿った事業を展開していた。
- イ 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
各団体とも会計処理は、概ね適正に行われていた。
- ウ 補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収証等の証拠書類の整備、保存は適切か。
各団体において、出納関係帳票の整備、記帳も概ね適正に行われていた。また、領収証等も適切に保存されていた。
- エ 精算報告は、適正に行われているか。
各団体とも精算報告は、適正に行われていた。

10 総括

- (1) 令和4年度は6団体について監査を実施したが、各補助団体ともコロナ禍の中、実施可能な事業を実施し、その事業を通じて多良木町の活性化に取り組んでいると評価する。一方で、各補助団体においては、人口減少、会員の高齢化により会員の減少が課題となっており、実施する事業の中には人手不足が状態化している状況にある。昨年の補助団体に対する監査でも意見を付したところであるが、補助団体の中には、共通の目的を有していながら、各補助

団体単独で事業を行っているものがある。今後、各補助団体においては、会員の高齢化や新規会員の加入が少なく、各種事業に必要な人員の確保がますます困難になると想定されることから、各補助団体間において相互協力を行い、人手不足の解消を図るなど、各補助団体間の連携体制の構築を図る必要がある。

- (2) 補助金額については、補助金交付要綱に定められており、担当課においては、前年度の事業経費を基に算出しているが、ここ3年間はコロナ禍で事業を縮小せざるを得なかったことから、補助金の一部を返還している団体もある。

財政援助団体に対する補助金については、設立後間もない団体については、組織力や運営基盤が弱い面があるため、自立できるまでの一定期間は運営費に対する補助も必要と見込まれるが、同一団体への交付は原則として「サンセット方式」として、3年程度の終期を設定し、終期が到来した時点で「ゼロベース」で補助事業を見直すべきと考える。

また、補助団体が行っている事業の性質からして、会費を徴すべき必要があると見込まれる団体については、補助団体に対して会費の徴収の検討を促すべきと考える。

- (3) 補助団体に対する補助金の交付について、交付決定から交付までの期間が3か月を超えている事例が散見されている。

交付が遅延した場合、補助団体の事業活動に支障が生じる可能性もあることから、事務処理に当たっては、各担当課において「事務整理簿」(仮称)を作成するなど、事務の進行管理を徹底し、補助団体の活動に支障が生じないよう所要の措置を図られたい。

- (4) 補助団体の事業計画については、ここ数年同一の事業内容となっている。補助団体によっては、時代の変遷や現状の課題を踏まえ、事業の見直しも必要ではないかと考える。
- (5) 最後に、多良木町の活性化のために、それぞれの事業に積極的に取り組まれておられる各補助団体の会員の皆様に敬意を表するとともに、各補助団体の更なる活躍を祈念して総括とする。